総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和７年１２月１２日（金曜日）
　　午前１０時開会　午前１１時１５分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　　（１）議案の審査
　　議案第８４号　土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
　　議案第８５号　土浦市税条例の一部改正について
　　議案第９１号　土浦市火災予防条例の一部改正について
　　議案第９８号　土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
　　議案第９９号　土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定について
　　（２）ＴＸ土浦延伸調査特別委員会委員の選出
　　（３）その他
　４　閉会

出席委員（８名）

委員長	目黒　英一
副委員長	菅井　歩美
委　員	古沢　喜幸
委　員	篠塚　昌毅
委　員	小坂　博
委　員	奥谷　崇
委　員	滝田　賢治
委　員	栁澤　健二

説明のため出席した者（３０名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
議会事務局長	櫻井　良哉

消防次長	比氣　武行
秘書課長	浅川　邦子
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
ＤＸ推進課長	土田　俊紀
財政課長	瀬古澤　時人
広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄
防災危機管理課長	大橋　博
人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
議会事務局次長	小野　聡
監査委員事務局長	藤井　徹
会計管理者	沼尻　健

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者なし

○目黒委員長　おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。早速、協議事項（１）議案の審査に入ります。サイドブックスは、総務市民委員会、令和７年、１２月１２日開催のフォルダを御準備ください。議案第８４号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。それでは、執行部より説明を願います。

○野中人事課長　資料１をお願いいたします。議案第８４号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。それでは、１番の主な改

正の理由ですが、近年の災害の激甚化などにより、国や県の要請に基づき積極的な職員派遣が求められており、災害応急作業等の活動のため、市外に派遣される職員に対し、新たに特殊勤務手当を支給するため所要の改正を行うものです。また、し尿処理に関する特殊勤務手当を実状に合わせて廃止するものです。つぎに、２番の改正の内容ですが、３点ありまして、まず１点目としまして、災害応急作業等派遣手当及び緊急消防援助隊等派遣手当の新設でございます。災害応急作業等の活動のため、市外に派遣される行政職員又は消防職員に対し、手当を支給するものです。下記の表の右端の列の１日の支給額を御覧いただき、先日行われた事前委員会の中で篠塚委員から「日没時から日出時までの表現が曖昧のため、時間で指定して明確にしては」との御意見をいただきました。日没後の作業等については、日中より危険が増すため支給を増額するもので、国家公務員の規定に準拠しています。こちらの理由は、季節によって日照時間が異なるため、時間ではなくこのような表現になっておりますが、本市の運用におきましては、委員がおっしゃるように正確な時間を確認する必要があることから、国立天文台が発表する日入、日出の時刻をもって区分していきたいと考えています。また、奥谷委員から「行政職と比較して消防職のほうが危険な作業等に従事すると思うが、支給額が同額なのはなぜか」との御意見をいただきました。確かに消防職は、火災や救助など生命の危険や困難性が伴うことから、区分の中に「著しく危険である区域（災害対策基本法等に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域）で行われた場合は２，１６０円」としており、こちらは、主に規制線が張られた区域で、消防職が消火や人命救助など災害の最前線で行う作業等を想定しています。ただし、行政職でも被災自治体の求めに応じて、危険な区域内で作業等を行う可能性もないとは言えないことから、同じ区分の支給額を設定したものです。災害応急作業等派遣手当と緊急消防援助隊等派遣手当の１日の支給額は１，０８０円で、夜間に作業した場合は１，６２０円、また、作業等又は消防活動が著しく危険である区域で行われた場合は２，１６０円になります。つぎに、２点目としまして、し尿処理手当の廃止になります。し尿処理手当については、し尿処理施設、汚泥再生処理センターの管理が業務委託となり、今後も職員が当該施設に配置される見込みが無くなったことから、し尿の収集作業及び処理作業に関する規定を削除するものです。つぎに、３点目になりますが、その他の文言の整理になります。３番の施行期日につきましては、令和８年４月１日からとします。添付資料としまして、改正案文を２ページから４ページに新旧対照表を資料１別添①に、茨城県内自治体における被災地への職員派遣に係る特殊勤務手当の取扱いを資料１別添②として載せております。別添２の資料を御覧いただき、県内４４市町村のうち、特殊勤務手当を支給しているのは１４自治体で、金額は、古河市や大洗町の５００円から、常陸太田市の緊急消防援助隊による派遣の場合の３，２４０円になっております。また、支給対象については、市内で発生した災害についても対象としているのが９自治体ありますが、本市におきましては、市民のための災害対応及び復旧の事務は、特殊勤務ではなく、市職員として本来担うべき事務であると考え、市外に災害派遣される場合のみを対象としております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　確認なんですが、これは他市から依頼があった場合の業務ということで、し尿処理の業務依頼はもうないということなんですね。
○野中人事課長　こちらは汚泥処理のし尿の関係でよろしいでしょうか。
○篠塚委員　はい。他市からということなので、土浦市では今後その業務を委託しているから、他市からこういう委託はないという、もしあったとしてもこういう業務をやっていないので断るということでよろしいんですかね。
○野中人事課長　委員おっしゃるとおり、令和５年４月から業務委託となってますので今後は職員が当該施設に配置される見込みがなくなったということで、今回条例から削除させていただきたいということです。
○篠塚委員　本市のことは分かったんです。本市はもう委託していますと。でも他市からそういう委託があるかどうか分からないですけれども、あった場合でも本市では業務委託してて職員はいませんので派遣できませんということなんですかね。
○野中人事課長　汚泥処理施設につきましては、正職員が配置されませんのでそのような手当は考えてございません。
○篠塚委員　もう１点、犬猫等の処理ですが、これは鳥インフルエンザ等で鶏の処分等は地方まで依頼は来ないと思うのですが、もし依頼が来てもそういう職員はいないので派遣できませんという答えなのかな。鳥インフルエンザとかでその処分等の依頼が来たらどうなんでしょうか。
○野中人事課長　特殊勤務手当に関する条例の改正ですが、災害応急作業に限ったもので、それで国のほうから被災市町村とかから応援派遣依頼があったときに、市職員を市外に派遣したときに出すための費用で、そこまでは今後検討させていただきます。
○篠塚委員　検討するということなんですけれども、もし鳥インフルエンザ等で依頼があった場合は、このところに含まれるということで理解でよろしいんですかね。
○野中人事課長　人事課の所管としましては、こちら災害応急作業のほうは、総務省とか消防庁から全国の自治体に対して、災害派遣をされた職員に対する特殊勤務手当のほうなので、所管が鳥インフルエンザ等になりますと農林水産課になりますので、そちらのほうで今後検討することになると思います。
○篠塚委員　今のお答えだとずれてきちゃいますよね。依頼があった場合、派遣しなきゃいけなくなるわけですね。そうすると、その手当も入れておかなければいけないでしょう。土浦市の職員が派遣された場合には出しますよということなので、そこが農林水産課とかそういう問題ではないと思うんですが。こういう条例で決めるのであればそこを明確に、そういうのは関係ないから規定してないっていうんだったらそれでいいんですけれども。
○塚本総務部長　ただ今の御質問ですが、今回の特殊勤務手当については、先方から依頼があって、派遣職員をまず出せるか出せないかというところで判断が分かれます。土浦市として派遣するという決定をした時にいたすものでございまして、委員御質問の鳥インフルエンザ、それから豚熱も含まれますが、そういったものは県との協定までにな

っているかどうかそこまでは分かりかねますが、それに基づいて協力依頼というものがなされるものでございます。それについては、２４時間体制ということになっていまして、事前に割振り等についても、農林水産課から依頼が来てまして各部体制をとっている状況でございます。これについては、協力体制ということで県との取決めの中で決まっていますので、お断りするということではないので、その費用も含めて茨城県が負担するものというふうに理解してございます。以上でございます。

○目黒委員長　ほかに御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第８４号土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって議案第８４号は原案どおり決しました。つぎに、議案第８５号土浦市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○中西課税課長　サイドブックスの資料２をお願いいたします。議案第８５号土浦市税条例の一部改正について、説明させていただきます。資料の１ページをお願いいたします。１の改正の内容、（１）市税関係、ア公示送達につきましては、地方税法の改正に伴います市税条例の改正となります。公示送達とは、通常、市県民税、固定資産税等の税金の賦課、徴収又は還付に関する書類は、郵便により交付することとしておりますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査を行った上でもなお、交付できない場合には、市役所の掲示場に必要な事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度となっております。現在、市役所の掲示場に掲示することで行っている公示送達の内容を、市のホームページに公示事項を表示するとともに、これまでと同様、掲示場又は市役所内に設置しましたパソコンの画面に表示することで、公示送達が可能となる改正となります。イ施行期日については、令和８年６月までに施行することとなっておりますが、政令で示された日からの開始となるものとなります。２ページにつきましては改正いたします条例案、資料２の別添は新旧対照表となりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第８５号土浦市税条例の一部改正については、原案どおり決する
ことに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって議案第８５号は原案どおり決しました。つぎに、議案第９１号土浦市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○橋本予防課長　議案第９１号土浦市火災予防条例の一部改正につきまして、御説明いたします。資料３、１ページを御覧ください。改正は大きく３点ございますので、順次御説明いたします。大きな１番、一部改正の理由としまして、（１）簡易サウナ設備につきましては、近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレル、いわゆる木樽にサウナストーブを設置する事例が全国で増加しております。こうした屋外のテントなどに設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準等を定める必要性が生じていることから、関連する省令及び基準、火災予防条例（例）の改正が行われたものです。（２）住宅における火災予防の推進につきましては、昨年１月１日の輪島市の大規模火災を踏まえました検討会の報告書におきまして、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことから火災予防条例（例）に感震ブレーカーが追加されたものでございます。（３）林野火災の予防につきましては、本年２月２６日に発生しました大船渡市の大規模林野火災を踏まえた検討会の報告書におきまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、火災予防条例（例）の一部改正が行われました。いずれも火災予防条例（例）の改正があったことから、これに準拠する土浦市火災予防条例も一部改正するものでございます。つづきまして、大きな２番、主な改正内容につきまして、順次御説明いたします。（１）簡易サウナ設備につきましては、ア簡易サウナ設備の定義、基準等を新設しまして、イ従前のサウナ設備を一般サウナ設備と定義し、簡易サウナ設備と区分するもので、簡易サウナ設備に該当しないサウナ設備は、一般サウナ設備の規制を受けることになるものです。ウ火を使用する設備等の設置の届出につきましては、従前のサウナ設備と同様、個人で設置する場合を除き、届出が必要となるものでございます。テント型及びバレル型サウナ室の例としては写真記載のとおりです。簡易サウナ設備の定義といたしましては、１ページ下段に記載のとおり、直接外気に接する場所に設け、定格出力６キロワット以下、かつ、薪又は電気を熱源とするものが該当となります。主な基準につきましては、建築物や可燃物などからの離隔距離や安全装置等の基準を定めたものであります。つづきまして、２ページ上段を御覧ください。（２）住宅における火災予防の推進につきましては、「住宅用防災機器」だけだった文言を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改めることで、感震ブレーカーの設置がより住宅火災の予防に繋がることが強調されたものであります。感震ブレーカーの種類といたしましては、写真記載のとおりです。最後に（３）林野火災の予防につきましては、林野火災に関する注意報と林野火災を目的とした火災に関する警報を新設等するもので、ア火災に関する警報の発令中における火の使用制限といたしましては、今まで不明瞭でありました火災に関する警報、いわゆる火災警報の根拠法令を明確にしたこと及び昨今の住宅構造の変化等を踏まえ、規定の削除を行うものであります。イ林野火災注意報の新設につきましては、気象状況により、林野火災に関する注意報を発することができることとなりました。林野火災警報につきましても、同様でございます。ウ区域の指定といたしましては、警報発令時の火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとするものでございます。エ火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれがある行為の届出といたしまして、たき火が含

まれることを明確にするとともに、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとするものでございます。林野火災注意報及び林野火災警報の発令基準につきましては、資料２ページ下段、黄色で囲われた部分となりまして、降水量や乾燥注意報、強風注意報に鑑み発令されることとなります。なお、発令基準につきましては、土浦市火災予防施行細則で新設するものでございます。最後に３ページを御覧ください。大きな３番の施行日につきましては、（１）簡易サウナ設備と住宅における火災予防の推進、いわゆる感震ブレーカーの追加につきましては令和８年３月３１日施行、（２）林野火災の予防につきましては令和８年１月１日施行となります。そのほか改正資料といたしまして、資料３別添１の改正案文と資料３別添２の新旧対照表が別ファイルで添付されております。土浦市火災予防条例の一部改正につきましての御説明は以上となりますが、事前総務市民委員会におきまして、篠塚委員から御質問いただきました市内におけるテントサウナ等のイベントの開催状況について、お答えをさせていただきます。テントサウナに関するイベントにつきましては、商工観光課など関係機関に問合せをいたしましたが、今まで簡易サウナ設備に関するイベントは確認できませんでした。今後についても現時点で予定はないとの事でありました。なお、バレル型木樽のサウナ設備につきましては、土浦市東城寺地区にグランピング施設がございまして、そちらにバレル型のサウナ設備が２基設置されております。こちらのバレル型サウナ設備でありますが、出力が大きいことやガスストーブを使用しているため、簡易サウナ設備に該当せず、一般サウナ設備の規制を受けているものでございます。土浦市火災予防条例の一部改正及び御質問の説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　林野火災の区域指定についてお伺いしたいのですが、第２９条第３項かな。市長は、林野火災の発生の危険性を勘案し、前項の規定において、区域を指定することができるということなので、これはそのときに市長が区域を指定するいう理解でいいのか、区域指定はずっとなのかその乾燥してる時期だけなのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○橋本予防課長　区域指定とのことですが、土浦市では森林法とかも関連しておりまして、農林水産課と事前協議した結果、まずは区域指定をしない、市内全域というような形で１月１日から施行させていただきたいと考えております。その後、運用開始後、必要であれば、市長の認可をいただいて区域指定するいうような形で、令和８年１月１日時点では、土浦市内全域が指定されるというような考えでおります。

○目黒委員長　ほかに御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質疑も出尽くしたようですので採決に移ります。議案第９１号土浦市火災予防条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって議案第９１号は原案どおり決しました。つぎに、議案第９８号土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○大貫市民活動課長　市民活動課です。土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について御説明いたします。サイドブックスの資料４をお願いいたします。同センターの指定管理は、現在、神立地区コミュニティセンター管理運営協議会に委託しておりますが、令和３年度に更新しました５年間の指定期間が今年度末で満了となるため、指定期間の更新を予定しております。指定期間の更新につきましては、地方自治法２４４条の２第６項の規定により議会の議決が必要なため議案を提出するものです。更新の内容につきまして、施設の名称、指定管理者の団体の名称はただ今御説明したとおりでございます。４の指定期間は令和８年４月１日から令和１３年３月３１日、令和１２年度末までの５年間となります。５の指定管理料は５年間総額で９，８９７万５，０００円、１年間当たりでは１，９７９万５，０００円となっております。こちらは今議会の第４回補正予算において債務負担行為を設定するものです。指定管理者の選定理由ですが、同協議会は神立地域の住民の方々で組織されており、地域住民の交流促進を目的に設立されております。同センターの運営に当たりましては、地域団体である特性を活かすことで事業効果が期待できると考えられ、開館からこれまで施設の管理運営において適切に運営している実績もあることから、指定管理者の候補として選定をするものでございます。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第９８号土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって議案第９８号は原案どおり決しました。つぎに、議案第９９号土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明願います。

○福原生活安全課長　生活安全課でございます。資料５をお願いいたします。議案第９９号土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。まず、提出理由でございます。本市の自転車駐車場は、現在、公益社団法人土浦市シルバー人材センターを指定管理者に定め、８か所の管理運営をいたしておりますが、指定期間が令和８年３月３１日をもって満了いたします。このことから、新たな指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とすることから議案を提出するものです。２点目、施設の名称でございますが、市内有明町にございます土浦駅東口第１自転車駐車場外７施設となります。詳細につきましては、次ページを参照願います。３点目、法人の名称でございますが、市内東真鍋町にございます公益社団法人土浦市シルバー人材センターでございます。４点目、指定期間は、令和

８年４月１日から令和１１年３月３１日の３年間でございます。５点目、選定理由でございますが、指定管理者候補者選定委員会において、ヒアリングを実施するとともに、事業計画書等を審査した結果、指定管理者候補者としての業務遂行能力を有するとして、選定するものです。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○古沢委員　予算はないんですかこれ。

○福原生活安全課長　はい。こちらの指定管理につきましては、まず利用料金を指定管理者の収入という形にしまして、そこから経費を出していただくという形になります。その上で納付金という形で市に納付をしていただくという制度になっております。

○目黒委員長　ほかに御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、質問もないようですので採決に移ります。議案第９９号土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　御異議なしと認めます。よって議案第９９号は原案どおり決しました。ここで委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

（休憩　１０時３２分）

（再開　１１時００分）

○目黒委員長　それでは、総務市民委員会を再開いたします。そのほか、執行部から何かございますか。

○大橋防災危機管理課長　サイドブックス資料７をお願いいたします。福祉避難所の変更についてでございます。１番の現状ですが、本市の地域防災計画では、老人福祉センターなど記載の５か所を福祉避難所に定めておりますが、これまで開設した実績はございません。２番の課題・変更理由にお示しのとおり、現行の５施設は運営方法も多様で、規模も様々です。福祉避難所としての認知度も低く、中でも湖畔荘は閉館の方針となっておりますので、この度見直しを行うことといたしました。３番の変更点でございますが、これまで５か所の福祉避難所のうち３か所を廃止し、新たに中学校の柔剣道場、場所によっては武道館と呼ぶ学校もございますが、その８か所を加え、合計１０か所とする予定です。この変更によりまして、福祉避難所の増設、地区による格差解消が図られ、初動対応力の向上や災害協定締結機関との連携に期待が寄せられます。今後の予定は、防災会議に諮った上で全員協議会等への報告を予定しております。福祉避難所の変更について、以上でございます。

○渡邊管財課長　管財課です。資料８その他資料、本庁舎電話交換機の更新に伴う通話録音の開始についてをお開きください。本案件につきましては、本庁舎移転から１０年を迎えた今年度に、老朽化した本庁舎の電話交換機の更新を進めているところですが、更新に併せて本庁舎の代表電話に通話録音装置を導入し、令和８年２月１日から通話録音を開始いたしますので、運用方法等の内容につき御説明させていただくものです。１

番の通話録音について、（１）目的ですが、本庁舎において、職員の接遇向上等による市民サービスの向上と職員に対するカスタマーハラスメントの抑制など目的として外線電話の通話録音を実施するものです。（２）運用開始日は、令和８年２月１日です。（３）録音の対象は、代表番号への着信や本庁舎内の電話交換機からの発信でございます。（４）録音に関する告知、録音することをお伝えする方法ですが、外線から本庁舎代表番号への着信時に、自動音声により録音に関する告知、アナウンスをした後に、オペレーターの電話交換手へつなぎます。アナウンスの内容は、「こちらは土浦市役所です。この通話は応対品質向上のため、録音させていただきます。あらかじめ御了承ください。」などを想定しています。（５）業務時間外の対応につきましては、外線から本庁舎代表番号への着信時、自動音声により業務の終了や開庁時間等を案内後、緊急の場合には録音に関する告知をした上で宿日直へ電話をおつなぎいたします。２番の録音データの管理につきましては、録音したデータは、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、適正に管理いたします。３番の市民の皆様への周知方法ですが、広報つちうら、土浦市公式ホームページ、土浦市公式ＬＩＮＥ、土浦市公式Ｘなどでの周知を予定しております。また、本庁舎の電話に関しましては、９月の予算決算委員会総務市民分科会におきまして、篠塚委員から本庁舎での電話がつながりにくいときがあるというお話をいただいたところでございます。口頭での御説明になり大変恐縮ですが、この件に関し、電話交換手や各課へのヒアリング等を通じ、現況を確認しましたところ、確定申告や納付書の送付時などには、以前よりかなり状況は改善したものの、申告の予約や問合せ等で、一時的に混雑している状況は続いているとのことです。また、日常的には、時間帯として、月曜日など連休明けの日の朝１０時頃までと、曜日を問わず平日昼１１時半から１２時までにつきまして、電話の本数が多く、以前から電話がつながりにくい状況となっております。現在、関係部署とスムーズな電話の取次ぎとなるよう対応を検討しているところでございます。また、本庁舎への電話がすぐにつながらない時には、今回の更新を機に「ただ今、大変混み合っております。恐れ入りますが、後ほどお掛け直しください。」といったアナウンスを流すことを検討しています。説明は以上でございます。

○堀越警防救急課長　事前総務市民委員会におきまして、滝田委員から御質問いただきました、新治地区消防団の統合後の団員数について御説明させていただきます。資料９をお願いいたします。前回の事前総務市民委員会で御説明させていただいたとおり、繰り返しになってしまいますが、新治地区の消防団につきましては、現在１８箇分団ある分団を１０箇分団に統合する予定でございます。統合後の団員数につきましては、資料の表の右側の欄が団員数となりますので、上段から順に御説明させていただきます。はじめに、３０、３１分団は統合し２２名、３２分団は単独で１２名、３３、３５分団は統合し２０名、３４分団は単独で１０名、３６から３９分団は４箇分団で統合し３９名となる予定でございます。つづきまして、４０、４８分団は統合し１１名、４１、４５分団も統合し１４名、４３、４４分団も統合し２５名、４６分団は単独で６名、４７分団も単独で１３名になる予定でございます。こちらの資料につきましては、１２月１４日、日曜日に行われる新治地区の地区長説明会で承認を得る前のものでございますので、承

認を得て統合が決定いたしましたら、再度御説明させていただきます。今後も団員の意見を尊重し、統合がスムーズに行われるよう業務を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○栁澤委員　電話交換機の工事に伴う通話録音についてですが、録音データの管理の部分で個人情報保護法が明るくないので教えていただきたいのですが、録音したデータの保存期間の上限というのはあるのでしょうか。

○渡邊管財課長　録音の保存期間ということですけれども、特別に定まったものはございませんで、ただ他市の事例を見ますと、録音に関しては６０日から９０日程度保存しているという例が多いということですので、この辺りで今検討しているというところでございます。

○栁澤委員　ありがとうございます。これは通話が開始したら自動で全て録音されるという状況でよろしいのでしょうか。それとも任意で録音スタートするとかあるのでしょうか。

○渡邊管財課長　代表番号を通したものについては、基本的には自動的に録音されます。録音に当たりましては、その前にアナウンスを流させていただくと。ただこれは災害時などの録音をするような時間がない緊急時には手動で切替えをすることもできるというものでございます。

○目黒委員長　そのほか、執行部からございますか。

○山口市長公室長　執行部からはございません。

○目黒委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。

○奥谷委員　１点確認なんですが、今国のほうで補正予算を審議されてまして、その中で物価高騰対策も含まれていると思います。今後、本市においてもそれが下りてきて、どういった形で取り組むかということが議論されると思うのですが、現状の考え方と今後のスケジュールがもし分かれば教えていただけますか。

○瀬古澤財政課長　ただ今、国で審議されている重点支援交付金の関係ですけれども、現在土浦市のほうで明確な金額という提示がまだない状況でございまして、並行して現在交付金が下りてきた場合の事業をどういったものにするかというところの検討を始めている段階でございます。速やかに予算編成をしたいと思いますが、年明けにまたその辺り臨時議会での御相談であったり、そういったところをまた検討してまいりたいと思いますので、改めて議会のほうにも御相談させていただければと思っております。

○奥谷委員　報道を見てると、物価高騰対策の中でもお米券に関して、いろいろ自治体によっては取扱いをしないとかですね、そういったところが出てきていますので、本市においてもその辺り慎重に、各方面いろいろ聞きながら御検討いただければということでございますのでよろしくお願いします。

○目黒委員長　そのほかございますか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、執行部の皆様は退席いただいて結構です。ありがとうござい

ました。委員の皆様は協議事項がございますので、そのままお待ちください。

（執行部退席）

○目黒委員長　つぎに、協議事項（２）ＴＸ土浦延伸調査特別委員会委員の選出に移ります。ＴＸ土浦延伸調査特別委員会委員でございます。総務市民委員会からは２名選出となりますが、いかがいたしましょうか。

（小坂委員及び奥谷委員　挙手）

○目黒委員長　ただ今、小坂委員と奥谷委員の２名が立候補されましたが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、小坂委員、奥谷委員よろしくお願いいたします。以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。